

## 1 地域防災計画とは

- 地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、**市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標**として作成するものです。
- 自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、**被害を最小限に軽減**し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

## 2 地域防災計画修正の根拠

- 地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています（災害対策基本法第42条）。  
また、地域防災計画の作成及び修正は市防災会議の所掌事務とされています（災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条第1号）。

## 3 清須市地域防災計画修正の主旨

- 本市では、平成12年9月の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、令和元年9月の台風15号において、関東地方南部を中心に猛烈な雨や観測史上1位の最大風速、最大瞬間風速を観測し、千葉県を始め1都7県で約7万6千軒を超える家屋損壊等が発生するなど、大きな被害が生じました。また、平成23年3月の東日本大震災では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなりました。さらに、令和2年に新型コロナウイルス感染症の流行により、感染対策の観点を取り入れた防災対策の推進が求められることとなりました。

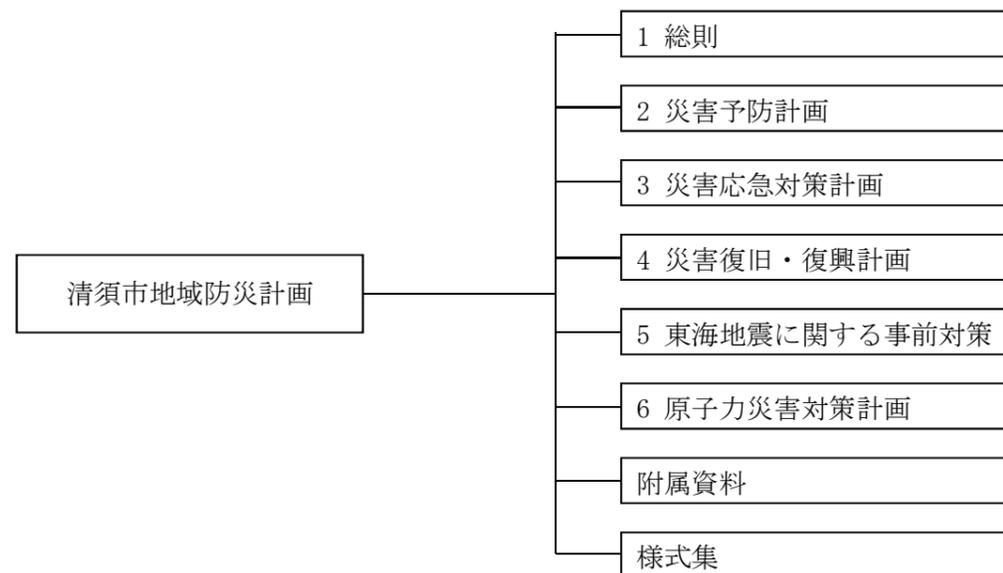
⇒近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されています。

- 全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年修正が実施されています。愛知県においては令和2年6月及び7月に愛知県地域防災計画の修正がなされました。

⇒そこで、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、清須市地域防災計画に必要な修正を行うものです。

## 4 清須市地域防災計画の構成

- 清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧・復興計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようにするための計画です。
5 東海地震に関する事前対策	大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化計画に準じた計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関連する情報を整理しています。
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要な様式を整理しています。

## 5 主な修正事項

清須市地域防災計画の主な修正事項は、以下のとおりです。

### I 清須市の取り組みに係る修正事項

#### ◆南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

⇒南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、市、県、防災関係機関等が連携協力して防災対応がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備、住民への周知・呼びかけ、避難対策等について、記載を追加した。

##### <主な修正箇所>

○災害予防計画 第18章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

#### ◆広域的に発生する停電や通信障害に対する早期復旧体制の整備

⇒昨年の房総半島台風（台風第15号）の教訓を踏まえ、市及び県は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進することについて、記載を追加した。

##### <主な修正箇所>

○災害予防計画 第5章 建築物等の安全化

#### ◆住家等の被害の程度の調査に係る協定締結団体への応援協力の要請による被災市町村の調査体制の強化

⇒県と建築、不動産関連の関係団体との間で「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定」を2020年1月に締結したことに伴い、市から要請があった場合等必要に応じて、協定締結団体に対し、住家等の被害の程度の調査への応援協力を要請し、市の調査体制の強化を図ることについて、記載を追加した。

##### <主な修正箇所>

○災害復旧・復興計画 第5章 被災者等の生活再建等の支援

#### ◆避難所における感染症対策の推進

⇒新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、避難所における過密抑制対策等の推進及び避難所におけるマスク・消毒液の備蓄等について、記載を追加した。

##### <主な修正箇所>

- 災害予防計画 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 災害予防計画 第16章 防災訓練及び防災意識の向上

#### ◆災害リスクととるべき行動の理解促進

⇒ハザードマップ等の配布・回覧時における居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知、避難に関する情報の意味（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等）の理解促進及び豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施について、記載を追加した。

##### <主な修正箇所>

- 災害予防計画 第1章 防災協働社会の形成推進
- 災害予防計画 第2章 水害予防対策

#### ◆長期停電・通信障害への対応強化

⇒事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備及び病院等重要施設の非常用電源確保の推進について、記載を追加した。

##### <主な修正箇所>

- 災害予防計画 第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
- 災害予防計画 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

### II 国の防災基本計画の修正等に伴う修正事項

#### ◆「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

⇒国の防災基本計画の修正を踏まえ、市、国及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることについて、記載を追加した。

##### <主な修正箇所>

- 災害予防計画 第16章 防災訓練及び防災意識の向上

### ◆行政・NPO・ボランティア等の三者連携による情報共有会議の円滑な運営に向けた相互協力・連絡体制の推進

⇒国の防災基本計画の修正等を踏まえ、市及び県は、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図るとともに、県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進することについて、記載を追加した。

#### <主な修正箇所>

○災害予防計画 第1章 防災協働社会の形成推進

### ◆中小企業等における防災・減災対策の普及促進

⇒国の防災基本計画の修正を踏まえ、市、県及び商工団体等は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めることについて、記載を追加した。

#### <主な修正箇所>

○災害予防計画 第1章 防災協働社会の形成推進